

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和3年5月21日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
151	株式会社堀部設備工業	千葉県八街市富山1226番地	堀部 広一	株式会社堀部設備工業	千葉県八街市富山1226番地	令和8年9月29日
210	株式会社ケイハイ	千葉県船橋市 南海神一丁目7番1号	福本 英敏	株式会社ケイハイ	千葉県船橋市 南海神一丁目7番1号	令和8年9月29日